

市民活動団体 「音楽のおもちゃ箱」定款

第1章 総則

(名称) 音楽のおもちゃ箱

(事務所) 京都市左京区松ヶ崎三反長町 1 番 11

第2章 目的及び事業

(目的)

- ① 広く一般市民に対して、施設、病院、町の集会、児童館、ご高齢者一人暮らし宅などへの音楽のデリバリー、チャリティコンサート、女声合唱団、子供合唱団、ご高齢者対象の楽器指導、コンサートの新開拓に関する事業を行い、音楽による生き甲斐探しに寄与することを目的とする。
- ② ♪音楽のおもちゃ箱♪は、次に掲げる種類の活動を行う。
 - (1) 子供たちの情操教育の推進を図る活動
 - (2) ご高齢者の心の潤いを図る活動
 - (3) 一般の方々にクラシック音楽の楽しさを知って貰うための活動

(事業)

♪音楽のおもちゃ箱♪は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. コンサートのデリバリー
2. チャリティコンサート
3. 合唱団設立
4. 楽器指導
5. 新形態によるコンサート開催(異なったジャンルとのコラボレーションコンサート、レクチャーコンサート、子供向きコンサート、コンクールなど)

以下、♪音楽のおもちゃ箱♪規約

上記1のデリバリーについて

- ① 訪問先は、高齢者施設・障がい者施設・児童館・学校・病院・地域の集会など
- ② 基本的に、営業関係、その他、依頼主の収益に繋がるデリバリーはお断りします。

上記2のチャリティコンサートについて

- ① 会場は、公共的、個人的に拘らず、募金はすべて寄付金とします。
- ② 経費(会場費・出演者の交通費実費・諸費用)については、♪音楽のおもちゃ箱♪主催の場合は、♪音楽のおもちゃ箱♪が負担。
- ③ その他の団体や個人が主催の場合、上記に記す経費は、主催側がご負担お願いします。尚、演奏料・お礼は発生しません。

上記3の合唱団について

※女声合唱団

- ① 会費は、月 2000 円。入会金は無し。ただし、在団中は、欠席の場合も左記会費を負担。集金方法は、月初めに月謝袋による。
- ② 会費は、一年を三期に分け、期毎の支払いも可能(割引有)
- ③ 団員数は、最大 20 名。
- ④ ♪音楽のおもちゃ箱♪主催のコンサートに出演。その場合、コンサート会費は要りませんが、有料コンサートの場合、チケットノルマ有り。
- ⑤ 退団の場合、予定月前月の第一回練習までに代表:立松佐喜子までご報告下さい。

※混声合唱団、児童合唱団

- ① 自主公演、若しくは、チャリティコンサート、特別企画コンサート開催にあたり、随時募集します。
- ② 会費は、随時決定
- ③ 団員数は、制限無し
- ④ 有料コンサートの場合、チケットノルマはありませんが、出来る範囲でご協力をお願いします。
- ⑤ 当合唱団運営に関わる収入や経費は、♪音楽のおもちゃ箱♪の資産に計上します。

上記4の楽器指導について

2014年7月現在、検討中。

上記5のコンサートについて

コンサートについては、検討中。

♪音楽のおもちゃ箱♪メンバー（演奏者）について

- (1) ♪音楽のおもちゃ箱♪演奏者は、全員、主に演奏を仕事としているプロであること。
- (2) 音楽大学、芸術大学、音楽を専門とする学校を卒業、或いは、同等と認められる者。
- (3) 演奏種目は必ず専門種目である事。
- (4) 演奏料は発生しません。デリバリーコンサートの交通費は、一律お一人1000円。遠方の場合は実費。
- (5) ご希望により、チャリティコンサートなどの自主公演にご出演していただきます。その場合の会費の負担はありません。また、謝礼はありません。有料コンサートの場合は、チケット販売のご協力をお願いします。
- (6) ♪音楽のおもちゃ箱♪メンバーとして参加希望者は、代表：立松佐喜子までご一報ください。

♪音楽のおもちゃ箱♪の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) デリバリーコンサートでいただいたお礼や交通費のうち、演奏者ひとり（又は車の数）×1000円を差し引いた額
- (2) 合唱団会費のうち♪音楽のおもちゃ箱♪資産への移管…当月収入会費×20%
- (3) その他の収入…活動費助成など

以下については、上記の規約とは別枠となります。

- 一回限りの出演や期間限定の演奏補助（自主公演、出前コンサートなど）、また、合唱・楽器指導については、一般的演奏料や指導料より割り引いた額でもって謝礼とする。

♪音楽のおもちゃ箱♪の代表は立松佐喜子で、すべての業務を総理します。

もし、業務が遂行不可能な場合は、臨機応変に処理します。

また、不都合が発生した場合は、以上の内容を改正します。

2013年7月20日実施
2014年7月13日一部改定
文責：立松佐喜子